

# 住民・利用者等に対する広報・勧奨及び相談体制について

## 1 広報・勧奨について

### (1) 制度改正の広報

制度改正の広報等のスケジュールについては、これまでも全国介護保険担当課長会議等においてお示ししてきており、都道府県・市町村において計画的な広報等を行ってきていただいているものと考えが、10月1日の施設給付の見直しの施行まで1ヶ月を切ったところであり、住民・利用者等への広報の徹底についても、改めてお願いしたい。

なお、実際に施設から利用者に負担の請求が行われるのは、10月末から11月上旬になるものと考えられることから、施行後も引き続き広報等を行い、住民・利用者等の理解に努めていただきたい。

#### ※広報資料の例

- ① 厚生労働省の制度改正パンフレットを8月5日の全国介護保険担当課長会議で配布したところであるが、厚生労働省のホームページにも掲載しているので、適宜、周知、ご活用いただきたい。

○介護保険制度改正パンフレット～平成17年10月から介護保険施設などの利用料が変わります。～

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/0508/index.html>

- ② いくつかの市町村における準備スケジュールや説明資料を入手したのでこれらも参考とされたい。(資料1-2から4, 2-1から6)

### (2) 特定入所者介護サービス費（補足給付）等の勧奨

- ① 特定入所者介護サービス費（補足給付）や高額介護サービス費等の支給など利用者負担の軽減措置は、利用者からの申請に基づいて適用されることとなる。

しかし、利用者は必ずしもこれらの制度を了知しているわけではなく、一部に制度の勧奨等が行われなため施設における利用者との契約に支障が生じている事例があるとの意見もいただいているところである。

今般の見直しは、施行までの準備期間も短く、特に、施設においては、多くの利用者との契約の変更等が必要となることから、施設サービスを利用している被保険者について補足給付等に関する勧奨等を行っていない保険者については、施設における契約変更にあつては、時間等を踏まえ、

できる限り速やかに勧奨等を行い、円滑な制度の施行を図られたい。

あわせて、施設利用者に対し勧奨等を行った際には、当該者が入所する施設に対しその旨の連絡を行うとともに、申請について順次受け付け、10月1日までに負担額限度認定証の交付に努め、当該施設と利用者との契約の変更が円滑に進められるよう十分配慮されたい。

- ② ついては、9月2日にも事務連絡（資料3）をお出ししたところであるが、改めて上記作業が着実に行われるよう管下市町村の指導をお願いするとともに、参考までに各都道府県における進行管理の様式例をお示しするので、適宜ご活用いただきながら、管下市町村における広報啓発や利用者等への勧奨、利用者負担限度額認定証の交付などの進行管理を各都道府県において適切に行っていただきたい。（資料4）

特に支給対象者への勧奨については重要と考えており、今後、国としても施行に向けた進行状況を適宜お聞きしたいと考えているので、必要な対応方よろしくをお願いしたい。

## 2 相談体制について

### (1) 都道府県・市町村の体制

- ① 10月1日の施設給付の見直しの施行に係る住民・利用者等からの相談は、住民に身近な都道府県・市町村で対応することとし、施行に向けて、改めて相談体制の構築をお願いしたい。

特に施行日及び実際に施設から利用者に費用負担が請求される翌月上旬には問題が顕在化する可能性があり、厚生労働省においても10月の1（土）及び2（日）については担当者が待機する体制を整える（詳細は後日連絡）ので、各都道府県・市町村においても状況を踏まえ、必要に応じた対応体制をご検討いただきたい。

- ② ご参考までにいくつかの自治体における取り組み事例をお示しするので、これらも参考としつつ、適切な体制が整えられるようご指導願いたい。（資料1-1）

### (2) 厚生労働省の体制

厚生労働省においては、既にお知らせしているとおり都道府県・市町村が実施に向けた対応において不明な点などに対応できるよう各都道府県ごとに局内担当者を定めているので、施行に向け問題点等が生じた場合には逐次各都道府県担当者等にご相談・情報提供をお願いしたい。

## 資料目次

- 1 横浜市の事例
  - 1-1 横浜市介護保険ダイヤル運用状況
  - 1-2 広報紙「居住費・食費の負担が変わります」
  - 1-3 介護保険制度改正のお知らせ
  - 1-4 「負担限度額認定証」についてのお知らせ
- 2 仙台市の事例
  - 2-1 特定入所者介護サービス費の取扱いについて
  - 2-2 介護保険制度改正のお知らせ
  - 2-3 介護保険利用者負担に関する新しい制度のお知らせ
  - 2-4 旧措置入所者の取扱いについて
  - 2-5 平成12年4月1日以前から特別養護老人ホームに入所されている皆様へ
  - 2-6 「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」が変わります。
- 3 「特定入所者介護サービス費に関する勧奨等の周知徹底について」（平成17年9月2日厚生労働省介護保険課事務連絡）
- 4 ○○県 介護保険平成17年10月施行実施 進行管理表（例）